

# 全日本柔道連盟形審査員規程

## 第一条 (目的)

この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「全柔連」という）の公認「形」審査員（以下「審査員」という）の制度を定め、審査員の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。

## 第二条 (審査員の名称及び資格)

審査員の名称及び資格は、次の各号に掲げるとおりとし、全柔連がこれを認定する。

- (1) 審査員（投の形）
- (2) 審査員（固の形）
- (3) 審査員（極の形）
- (4) 審査員（柔の形）
- (5) 審査員（講道館護身術）
- (6) 審査員（五の形）
- (7) 審査員（古式の形）

## 第三条 (管轄)

前条の審査員の管轄については、全柔連がおこなう。

## 第四条 (審査員の義務等)

- (1) 審査員は、指導者登録と合わせて審査員登録を毎年更新するものとする。
- (2) 審査員は全柔連が主催する審査員研修会に出席しなければならない。
- (3) 審査員は各種の大会における自らの審査員活動について、全柔連に届け出るものとする。
- (4) 審査員の任期は4年とし、任期を終了した者については、審査のうえ更新することができる。
- (5) 審査員の服装は、別に定める服装規定の通りとする。
- (6) 審査員が、次の各号の一に該当する場合は、形特別委員会は審査員の資格を停止し、又は、喪失させるものとする。
  - ① 特別の理由なく4年間の審査員活動に携わらないとき
  - ② 更新手続きをしないとき
  - ③ 審査員としての義務を怠ったとき
  - ④ 審査員として相応しくない言動をとったとき
  - ⑤ その他審査員として不適格と認めたとき

## 第五条 (試験)

審査員に関する試験は、別記1に定める。

## 第六条 (費用)

審査員に関する試験の受験料、登録費(更新を含む)、研修会費は別記2のとおりとし、その都度納付するものとする。

### 別記1 受験資格

- (1) 地区柔連の形審査員資格を有する者、全柔連が特に認めた者。
- (2) 段位は六段(女子に於いては四段)以上を有する者。
- (3) 年齢40歳以上の者。

試験は、実技(演技)、理論(筆記)、審査(採点)により、形ごとに行う。

### 別記2 費用

項目	金額	備考
受験料	2,000 円	1回につき
登録料	1,000 円	毎年
研修会費	3,000 円	更新時

附則 この規程は、平成24(2012)年4月1日から施行する。